

厚木市公告

地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

令和8年4月7日

厚木市長 山口 貴 裕

1 競争入札に付する事項

委託名、履行場所、委託概要及び履行期間等の案件別事項は、委託別発注概要書に記載のとおりです。

2 競争入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを要します。この場合において、(1)イ及び(1)サ以外の要件については、競争参加資格確認申請期限から落札決定までの間について、満たしていることを要します。

(1) 各業務に共通する事項

ア 当該物品売渡案件に係る業種について厚木市の競争入札参加資格を有することを市長が認定した者又はその者の営業を継承していると認められる者であること。

イ 当該売渡案件に係る入札説明書を入手した者であること。

ウ 入札金額に対応した内訳書を提出できる者であること。

エ 厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止期間の者でないこと。

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

カ 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、アによる競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

キ 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、アによる競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ク 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。

ケ 厚木市暴力団排除条例に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

コ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。

サ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 案件別事項

委託別案件概要書に記載のとおりです。

3 参加申請方法

入札に参加しようとする者は、令和8年4月24日（金）16時まで一般競争入札参加申請書をファクスで送信してください（ファクス番号046-250-2212）。

4 入札参加資格の決定

入札参加資格のない者には令和8年4月30日（木）までに電話で連絡します。令和8年4月30日（木）17時まで電話連絡がない場合は、入札参加資格があるものとします。

5 質問の方法

本案件の内容についての質問は、質疑応答書（指定書式）を令和8年4月30日（木）17時まで
に厚木市斎場（市民課斎場管理係）へファクスで送付するものとし、ファクス送信後には必ず電話
連絡をしてください。

回答は、後日速やかに厚木市ホームページに掲載します。なお、再質問はできません。

6 現場下見会

日 時 令和8年4月13日（月）、16日（木）9時から正午まで

場 所 厚木市斎場（厚木市下古沢548番地）

現場下見会に参加を希望する方は、事前に厚木市斎場（電話046-281-8595）へ電話でお申し込
みください。また、その際に上記いずれかの参加希望日をお知らせください。

7 入札の方法

(1) 入札執行回数は原則として1回とします。

(2) 入札書は封筒に入れ、糊付けで封をし、割り印の上、提出してください。

(3) 持参する場合

ア 提出先

厚木市斎場（厚木市下古沢548番地）

イ 提出期限

令和8年5月1日（金）9時から5月7日（木）17時までとします。（時間厳守）

(4) 郵送する場合

ア 送付先

〒243-0214 厚木市下古沢548番地 厚木市斎場

イ 到着期限

令和8年5月7日（木）17時までに必着とします。

ウ 郵送方法

一般書留又は簡易書留のいずれかとします。普通郵便、宅配便、メール便等での送付はしな
いでください。

(5) 記入上の注意事項

ア 本案件は、単価契約です。

入札書には、1〔体〕（ただし、12歳以上の火葬）当たりの単価（消費税相当額を含む。）を
記入してください。

最初の数字の前に「¥」をつけ、算用数字で記入してください。

イ 入札書の欄には、住所、社名、代表者職名、代表者氏名を記入してください。

ウ 入札書については、押印の省略ができます。押印を省略する場合は、本件の責任者及び担当
者の部署名（任意）、氏名（フルネーム）並びに連絡先（原則、競争入札参加資格申請の厚木市
に登録した電話番号）を記載してください。

エ 入札書の日付は、令和8年5月8日としてください。

8 開札日及び場所

日 時 令和8年5月8日（金）9時以降

場 所 厚木市斎場1階事務室

9 入札保証金及び契約保証金について

- (1) 入札保証金は、免除します。
- (2) 厚木市と契約を締結する場合は、契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付（契約保証金に代わる担保を含む。）が必要となります。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することができます。
 - ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 過去2年間に国若しくは、地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと市が認めるとき。なお、取扱いについては、厚木市ホームページの「入札・契約」に掲載している「契約保証金免除の取扱いについて」によります。

10 落札決定について

- (1) 予定価格以上で、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (2) 最高の価格をもって入札を行った者が2者以上ある場合は、くじ引きにより決定します。なお、くじ引きを辞退することはできません。また、くじ引きは入札事務に関係ない職員が引くこととなります。

11 入札の辞退

入札を辞退される場合は、令和8年5月7日（木）17時までにはファクスにより辞退届を提出してください（ファクス番号046 - 250 - 2212）。

なお、入札の辞退が認められた方が、その辞退を理由として以後の入札について不利益な扱いを受けることはありません。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に定める入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他必要な事項の確認ができない入札
- (3) 入札書が所定の日時までに到着しない入札
- (4) 同一入札について2通以上行った入札
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者の入札又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (6) 入札者の記名がない入札
- (7) 委任状を提出しない代理人が行った入札
- (8) 上記以外のほか厚木市契約規則又は特に指定した事項に違反して行った入札

13 その他の事項

- (1) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできません。
- (2) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合があります。

令和8年度厚木市斎場残骨灰売払業務（単価契約）仕様書

1 残骨灰売払の概要

厚木市（以下「発注者」という。）では、御遺体の火葬後において残骨灰に含まれる資源物（有価金属等）を資源化するため、買受者（以下「受注者」という。）は、厚木市斎場から発生する残骨灰を回収し、「残骨」、「資源物」及び「廃棄物」等の必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行い、発注者にその報告を行うとともに、引渡しを受けた火葬件数に応じた金額を発注者に支払うものとする。

2 売払物件及び予定数量

- (1) 売払物件 令和8年度中に厚木市斎場から発生する残骨灰
- (2) 予定数量 火葬件数 3,000件（ただし、12歳以上の火葬件数のみ）
重量約 5.5トン
ただし、火葬件数に応じて変動する。

3 契約方法

単価契約（単位 円/件）

4 契約期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで（10か月間）

5 残骨灰保管場所及び引渡場所

- (1) 所在地 厚木市下古沢548番地
- (2) 名称 厚木市斎場

6 火葬炉の形式等

- (1) 火葬炉の形式 6炉（富士建設工業株製）
主燃焼炉 直上再燃焼炉付台車式寝棺炉（前室付）
再燃焼炉 直燃焼式主燃焼炉直上型
- (2) 集塵装置 バグフィルター式（1炉1系列）
- (3) 標準重量 棺重量 平均95kg（遺体70kg、棺20kg、副葬品5kg）
最大棺サイズ 長さ2,100mm×幅650mm×高さ600mmとする。

7 売払物件の処理等

- (1) 売払物件の分別
受注者は、売払物件について、「残骨」、「資源物」及び「廃棄物」等の必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行うものとする。
- (2) 「残骨」の埋葬
受注者は、「残骨」について、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」の趣旨に則り、礼節をもって適切に埋葬するものとする。埋葬地は、神奈川県内及び周辺地域の墓地又は納骨堂とし、受注者の責任の下に確保するものとする。
- (3) 「資源物」の処理
受注者は、「資源物」について、適正に再資源化するものとする。
- (4) 「廃棄物」の処理
受注者は、「廃棄物」について、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年厚生省衛企第17号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」等の関係法令を遵守し、適正に処理するものとする。

8 売払金の納入

売払契約締結後、発注者は、毎月次の納入金額を受注者に請求するものとし、受注者は、請求書を受領した日から発注者が定めた納期限（以下、「支払期限」という。）までに、納入するものとする。

納入金額（1円未満切捨て）＝当月の大人火葬実績件数×契約単価（税込）

9 受渡物件の引渡し

(1) 引渡日時

ア 原則として、2か月に1回行うものとする。ただし、必要により発注者及び受注者協議の上変更することができる。

イ 引渡日時は、斎場職員と事前に打ち合わせをし、決定するものとする。

(2) 引渡方法

ア 受注者は、契約期間中、残骨灰保管場所に空のドラム缶（斎場設備に適合するサイズのもの）を10本程度配置するものとする。

イ 発注者は、発生した残骨灰を順次上記ドラム缶に保管するものとする。なお、火葬件数によりドラム缶が不足した場合には協議の上、受注者がドラム缶を用意するものとする。

ウ 受注者は、斎場職員の立会いの下、残骨灰を保管したドラム缶と空のドラム缶を交換することで引渡しを受けるものとする。（ただし、最終回は交換不要とする。）

エ 運搬車両は、引渡場所まで侵入可能なものとする。

オ 受注者は、運搬時における残骨灰の飛散防止対策を講じること。

(3) 引渡しの確認については、引渡しの際、受注者は「残骨灰受領数量を確認した書面」（様式任意）を甲に提出するものとする。

10 売払物件の引渡開始日の7日前までに提出する書類

(1) 責任者及び作業従事者の名簿、使用車両等の届出（様式任意）

(2) 売払物件の分別、再資源化を行う施設及び工程の概要（様式任意）

(3) 本契約に係る残骨を埋葬する墓地又は納骨堂の概要、受注者が同墓地等に埋葬することができる書面（契約書、協定書、永代供養を証する書面等）の写し

11 売払物件の処理報告

受注者は、「売払物件処理報告書」（様式第1号）に必要事項を記載し、代表者印を押印の上、引渡しを受けた回ごとに甲に提出するものとする。なお、その際には、売払物件の処理状況の分かる写真を添付するものとする。

また、廃棄物の処理については、マニフェストの写し等を添えて、適正に処理したことを別途報告するものとする。

12 調査等

発注者は、必要に応じ、契約に定める履行状況について調査することができるものとする。

13 引渡諸経費

売払物件の引渡しに係る諸経費は、受注者の負担とする。

14 責任事項

売払物件の引渡後に損害（第三者に及ぼした損害も含む。）が生じたときは、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者の責任とする。

15 機密保持

受注者は、この契約に関連して、業務上知りえた機密を第三者に漏らしてはならない。当該

機密を公表する必要がある場合には、甲の文書による許諾を得なければならない。

16 譲渡の禁止等

受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

17 契約の解除及び違約金

契約の解除及び違約金については、厚木市契約規則（平成 14 年規則 33 号）の規定によるものとする。

18 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議するものとする。

事務担当

厚木市斎場

厚木市市民福祉部市民課斎場管理係 電話 (046) 281 - 8595 (直通)

令和 年 月 日

(宛先) 厚木市長

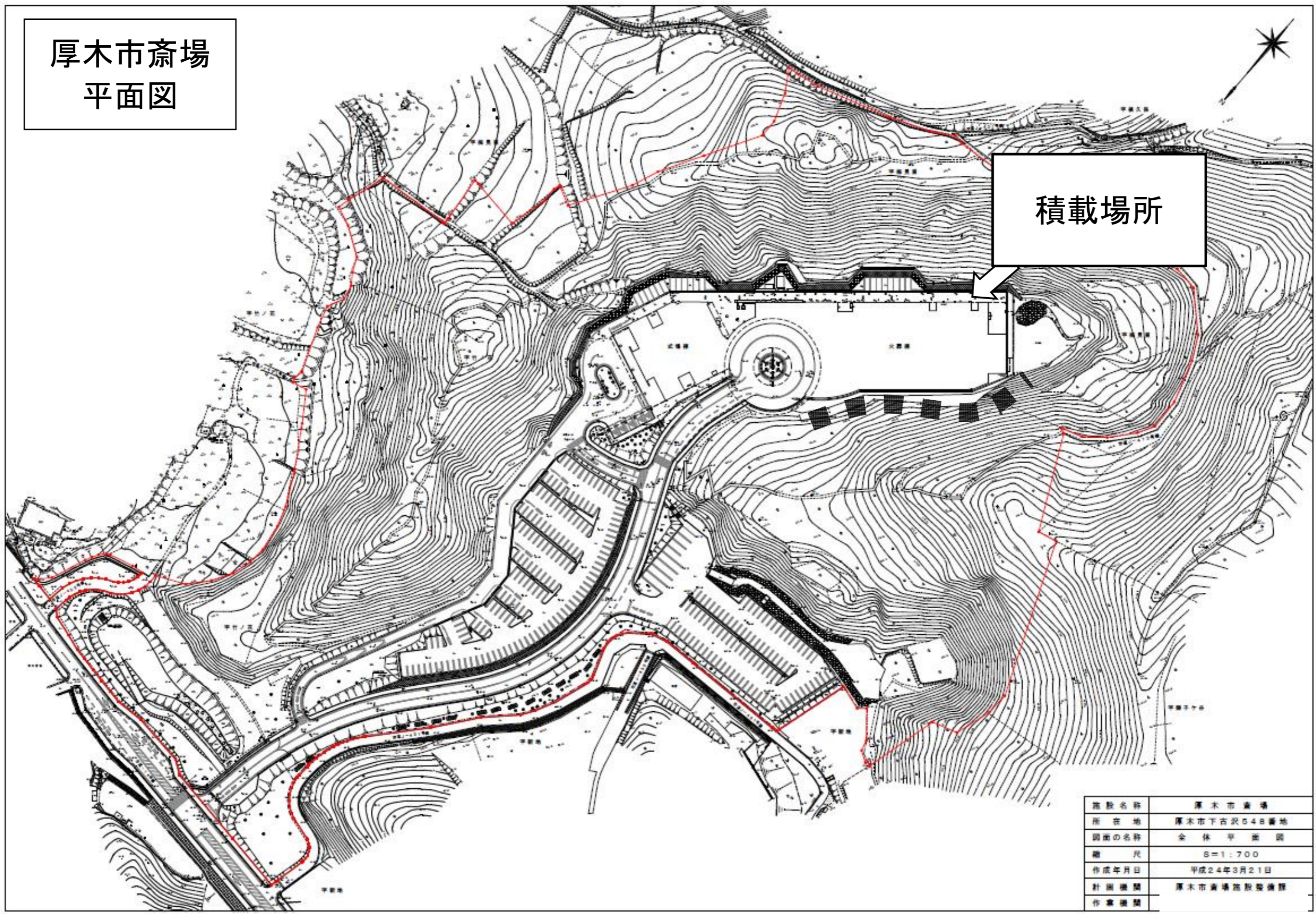
所在地
名称
代表者名

売払物件処理報告書

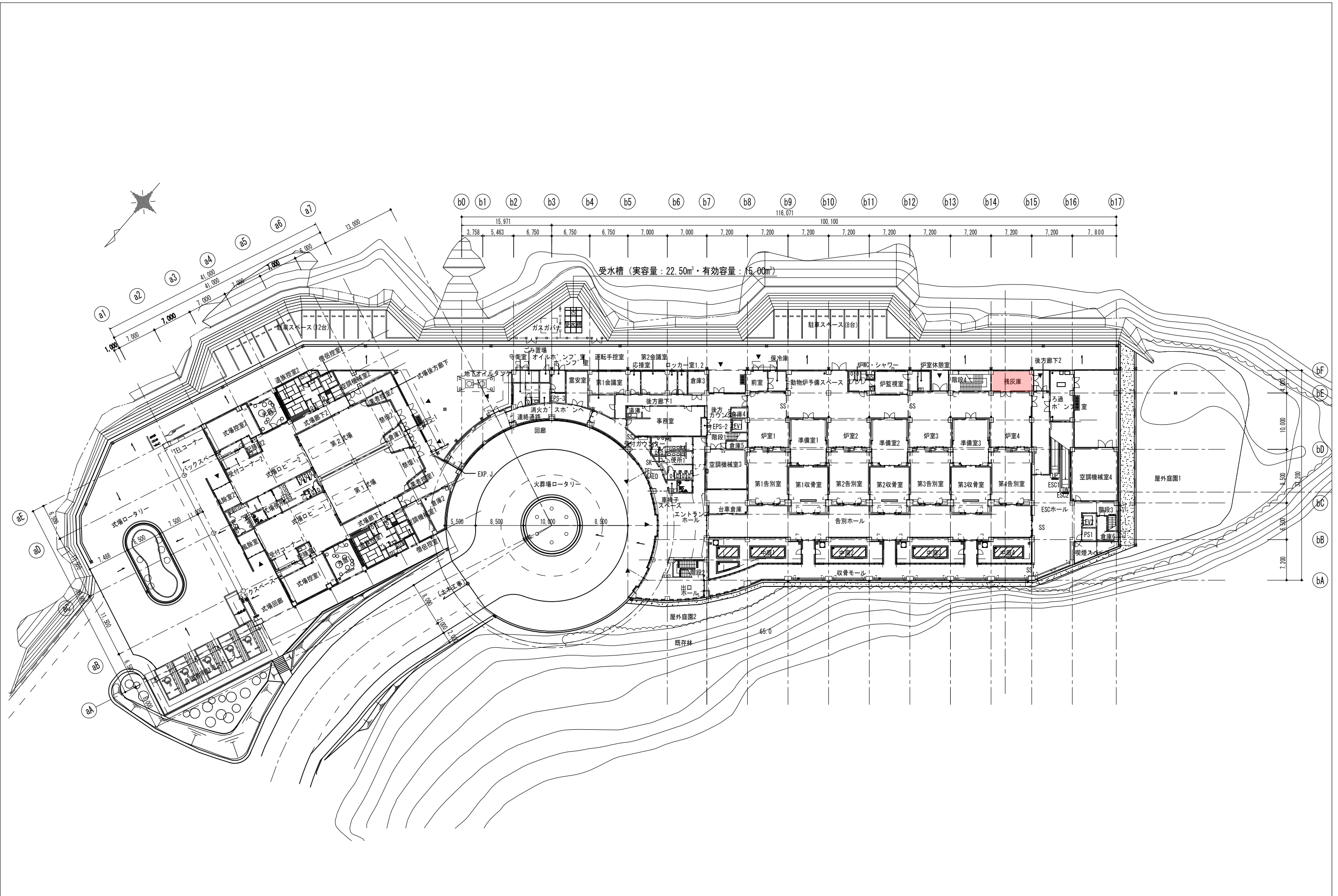
| 分 別 | 分別後の数量 | 第 回受領分 備 考 |
|----------------|----------------|---------------|
| 1 残 骨 | kg | |
| 2 資源物 (金) | kg | |
| 3 資源物 (銀) | kg | |
| 4 資源物 (プラチナ) | kg | |
| 5 資源物 (パラジウム) | kg | |
| 6 資源物 (アルミニウム) | kg | |
| 7 資源物 (鉄) | kg | |
| 8 資源物 (貴金属合金) | kg | |
| 9 資源物 (その他非鉄) | kg | |
| 10 その他資源物 (名称) | kg kg kg | |
| 11 廃棄物 | kg | |
| 合 計 | kg | |

厚木市斎場
平面図

積載場所



| | |
|-------|-------------|
| 施設名称 | 厚木市斎場 |
| 所在地 | 厚木市下古沢548番地 |
| 図面の名称 | 全体平面図 |
| 縮尺 | S=1:700 |
| 作成年月日 | 平成24年3月21日 |
| 計画機関 | 厚木市斎場施設整備課 |
| 作業機関 | |



入札（見積）書

令和 年 月 日

(宛先) 厚 木 市 長

所在地
 入札（提出）者 商号又は名称
 代表者役職
 代表者氏名

※ 代理人が入札（見積合わせ）に参加する場合は、代表者役職、代表者氏名、代理人氏名を記載してください。代理人氏名を記載した場合は、併せて「委任状」の提出が必要です。

次のとおり入札（見積り）します。

| | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|--|---|---|-----|---|---|-----|---|---|---|
| 件 名 | 厚木市斎場残骨灰売払業務 | | | | | | | | | | |
| 金 額 (単 価) | | | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | 部署名（任意） | | | | 氏 名 | | | 連絡先 | | | |
| 本件責任者 | | | | | | | | | | | |
| 担 当 者 | | | | | | | | | | | |
| (備考欄) | | | | | | | | | | | |
| <p>※ この契約は単価契約です。 金額は1 [体]（ただし、12歳以上の火葬）当たりの単価（消費税相当額を含む。）です。</p> | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 金額は、一つの枠に1字ずつ算用数字で記入し、金額の最上位の桁の前枠に¥を記載してください。金額の訂正は、無効とします。
- 2 金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った単価をそのまま記載してください。なお、この記載方法を市の許可なく書き換えた場合は、入札（見積）を無効とします。
- 3 **本件責任者及び担当者の氏名（フルネーム）・連絡先を記載してください。**
記載がない、又は記載内容に不備があった場合は、その入札（見積）書が無効となる場合があります。

記載例

入札（見積）書

入札日当日（見積書は提出日）の年月日を記載

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 厚 木 市 長

入札参加資格者名簿に登録されている内容を記載

所在地 厚木市中町〇-〇-〇
 入札（提出）者 商号又は名称 (株) 〇〇商事
 代表者役職 代表取締役
 代表者氏名 厚木 太郎

入札者指名通知書と同一の件名を記載

（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）します。

(注) 1 及び 2 に従って記載

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-------------|--|--|---|-------|---|---|---|----------|---|---|---|
| 件 名 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | | | | | | | | | | | |
| 金 額 (単 価) | | | | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | 部署名 (任意) | | | | 氏 名 | | | | 連絡先 | | | |
| 本件責任者 | 〇〇部 | | | | 厚木 一郎 | | | | 〇〇-〇〇-〇〇 | | | |
| 担 当 者 | 〇〇部 | | | | 厚木 次郎 | | | | 〇〇-〇〇-〇〇 | | | |

(備考欄)

※ 小数点以下の計
 なお、記載が認
 とします。

責任者及び担当者の氏名（フルネーム）並びに連絡先を記載（部署名は任意）。
 連絡先は、厚木市の登録事業者として登録した電話番号を記載してください。

- (注) 1 金額は、一つの枠に1字ずつ算用数字で記入し、金額の最上位の桁の前枠に¥を記載してください。金額の訂正は、無効とします。
- 2 金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った単価をそのまま記載してください。なお、この記載方法を市の許可なく書き換えた場合は、入札（見積）を無効とします。
- 3 本件責任者及び担当者の氏名（フルネーム）・連絡先を記載してください。
記載がない、又は記載内容に不備があった場合は、その入札（見積）書が無効となる場合があります。

郵送(書留郵便)又は窓口を持参することによる入札手続について

入札参加者は、封筒の表面に入札書在中の旨を表示するとともに、図のように記入し、入札者指名通知書に記載してある日時又は期間内に提出してください。なお、郵送(書留郵便)による場合、指定日時までに到達するよう郵送してください。

外封筒

表

| |
|-----------|
| 〒□□□-□□□□ |
| 厚木市○○○○ |
| ○○部○○課 宛 |
| 入札書在中 |

内封筒

表

| |
|--------|
| 入札書在中 |
| 入札案件名 |
| _____ |
| 事業者所在地 |
| _____ |
| 事業者名 |
| _____ |

裏

| | |
|---|---|
| 印 | 印 |
|---|---|

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

厚木市長 様

所在地
商号又は名称
代表者役職
代表者氏名
電話番号

令和8年度厚木市斎場残骨灰売払業務に関する一般競争入札参加資格について、関係書類を添えて確認申請します。

【添付書類】

委託別発注概要書記載の契約書の写し 2件以上

物品概要書

| | |
|---------|--|
| 件名 | 令和8年度厚木市斎場残骨灰売払業務 |
| 納品場所 | 厚木市下古沢548番地 |
| 物品概要 | 令和8年度中に厚木市斎場から発生する残骨灰 なお、予定数量は、火葬件数 3,000 件（ただし、12歳以上の火葬件数のみ）とするが、火葬実績に応じて変動する。 |
| 必要とする資格 | |

委託別発注概要書

| | | |
|---------------------------|---|---|
| 委託名 | 令和8年度厚木市斎場残骨灰売払業務(単価契約) | |
| 履行場所 | 厚木市下古沢548番地 | |
| 委託概要 | 物品概要書のとおり | |
| 履行期間 | 令和8年6月1日から令和9年3月31日まで | |
| 最低制限価格 | なし | |
| 労働報酬下限額の適用 | なし | |
| 入札参加資格 | 登録業種 | 不用物品の買受け |
| | 所在地等 | なし |
| | 資格 | - |
| | 履行実績 | 過去10年以内に人体用火葬炉から発生する残骨灰の処理業務又は売払業務を元受けて受注した実績があること。 |
| | その他 | |
| 入札の参加方法 | 入札に参加しようとする者は、令和8年4月24日(金)16時までに一般競争入札参加申請書をファクスで送信してください。(ファクス番号046-250-2212)なお、送付後確認のため、電話連絡をしてください。 | |
| 競争参加資格確認申請期間 | 令和8年4月13日(月)9時00分から 令和8年4月24日(金)16時00分まで | |
| 競争参加資格確認通知 (入札参加資格の決定) | 入札資格がない者には、令和8年4月30日(木)17時00分までに電話で連絡します。 令和8年4月30日(木)17時00分までに電話連絡がない場合は、入札参加資格があるものとします。 | |
| 入札説明書の入手方法 | 入札説明書は厚木市のホームページの「しごと・産業」>「入札・契約」>「残骨灰の売り払いについて」から入手してください。 掲載期間 令和8年4月10日(金)9時00分から 令和8年4月30日(木)17時00分まで | |
| 上記のほかに入札説明書の有無 | 無 | |
| 質問の方法 | 本案件の内容についての質問は、質疑応答書(指定書式)を令和8年4月30日(木)17時までに厚木市斎場(市民課斎場管理係)へファックスで送付するものとし、ファックス送信後には必ず電話連絡をしてください。 回答は、後日速やかに市ホームページに掲載します。なお、再質問はできません。 | |
| 入札方法 | 持参又は郵送(詳しくは「郵送(書留郵便)又は窓口に持参することによる入札手続きについて」を確認してください。) | |
| 入札書受付期間 | 令和8年5月1日(金)9時00分から 令和8年5月7日(木)17時00分まで | |
| 入札保証金 | 免除 | |
| 契約保証金 | 要 | |
| 前払金 | なし | |
| 部分払金 | なし | |
| 契約不適合責任期間 | 契約不適合を知った日から1年 | |
| 開札日時 | 令和8年5月8日(金)9時00分以降 | |
| 落札決定通知日時 | 令和8年5月8日(金)15時00分以降 | |
| その他 | 落札候補者は、開札日翌開庁日の正午までに、誓約書を電子メール又は厚木市斎場窓口に持参してください。 | |
| 入札担当部署 | 厚木市市民福祉部市民課斎場管理係 郵送先 〒243-0214 厚木市下古沢548番地 厚木市斎場 電話 046-281-8595 FAX 046-250-2212 アドレス 2650@city.atsugi.kanagawa.jp | |

誓約書

私は、厚木市が厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に基づき、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者を、入札及び契約から排除していることを認識した上で、次の件名の契約締結及び業務等の履行にあたり、下記の1から6までの事項について誓約いたします。

なお、誓約に違反した場合、厚木市が行う措置（契約解除、違約金の徴収、参加停止及び指名停止）について、一切の異議申立てを行いません。

（件名）厚木市斎場残骨灰売払業務

- 1 厚木市暴力団排除条例に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。
- 2 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していません。
- 3 上記1又は2に掲げる事由に該当するか否かの確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また、調査及び確認のため、厚木市が神奈川県警察本部に照会することについて同意します。
- 4 厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成2年4月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けている者及び上記1又は2に掲げる事由に該当する者を、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としません。
- 5 下請負人等が上記1又は2に掲げる事由に該当すると判明し、厚木市から下請契約等の解除を求められた場合は、解除の求めに従います。
- 6 暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく厚木市に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をします。

令和 年 月 日

（宛先）厚木市長

所在地
商号又は名称
代表者名

(参考)

厚木市暴力団排除条例（抜粋）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(略)

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの

イ 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

(契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。）の市の実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

※ 「密接な関係」とは、例えば、暴力団員等と飲食、遊戯等を共にするなどの交遊をしていることをいいますが、頻度等を個別具体的に検討して判断いたします。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

(利益供与等の禁止)

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。

(2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。

(3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。

(4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。

(5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。

(6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

質 疑 応 答 書

令和 年 月 日

(宛先) 厚 木 市 長

所在地
商号又は名称
代表者氏名
電 話

次のとおり質問します。

| | |
|---------|--------------|
| 件名 | 厚木市斎場残骨灰売払業務 |
| 質 問 事 項 | |
| | |

令和 年 月 日

厚木市長 山口 貴裕

次のとおり回答します。

| |
|-----|
| 回 答 |
| |

辞 退 届

令和 年 月 日

(宛先) 厚木市長

所 在 地

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名

(件 名) 厚 木 市 斎 場 残 骨 灰 売 払 業 務

の入札又は見積について、都合により辞退いたします。

※「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載

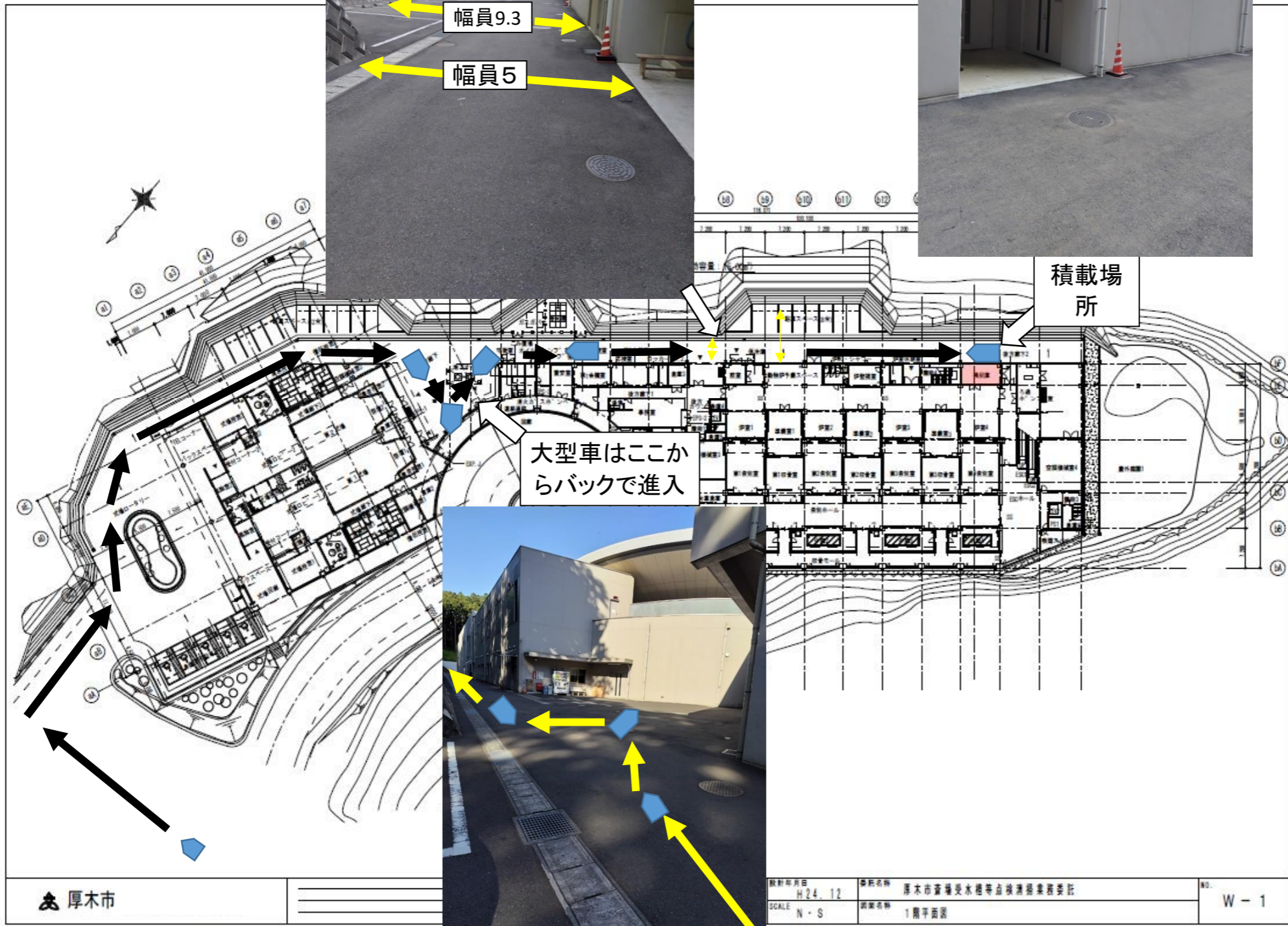
| | 部署名 (任意) | 氏 名 | 連絡先 |
|-------|----------|-----|-----|
| 本件責任者 | | | |
| 担 当 者 | | | |

内 訳 書

| 件名 | 厚木市斎場残骨灰売払業務 | | | | | |
|-----|----------------------------------|------|----|----|----|----|
| No. | 品名・規格等 | 予定数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
| 1 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | ※開札後、落札候補者は、指定日時までに内訳書を提出してください。 | | | | | |
| | ※金額は税込です。 | | | | | |
| | ※赤太枠内は必ず記載してください | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

入札者 住 所 _____
 商号・名称 _____
 代表者役職・氏名 _____

※支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で記載してください。(印不要)



| | | |
|-----------------|---------------------------|-----|
| 設計年月日 H24.12 | 設計名称 厚木市斎場受水塔等点検清掃業務委託 | NO. |
| SCALE N・S | 図面名称 1階平面図 | W-1 |